

係属する訴えと同一の訴えにつき本案判決した原判決を破棄して訴えを却下した事例

【文献種別】 判決／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 令和 4 年 6 月 17 日

【事件番号】 令和 3 年（オ）第 293 号の 2

【事件名】 原状回復等請求事件

【裁判結果】 破棄自判

【参照法令】 民事訴訟法 142 条

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25572197

中央大学教授 秦 公正

事実の概要**1 本件訴訟に至る経緯**

Xら 6 名（原告・控訴人・被上告人。以下、Xらという。）は、2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災者であり、Y₁は東京電力、Y₂は国である。

上記地震が引き起こした津波の影響により、Y₁が設置・運営する福島第一原子力発電所 1～4 号機から放射性物質が放出される事故が発生した（以下、本件事故という。）。本件事故発生当時、Xらは福島県内に在住していた。

本件事故により、事故当時の居住地（旧居住地）が放射性物質により汚されるなどしたとして、Xらを含む 3864 名（提訴時）は、①Y₁に対し、空間放射線量率を事故直前の値である 0.04 μ SV/h 以下にすること（原状回復請求）、②Y₁は、主位的に民法 709 条、710 条、予備的に原子力損害の賠償に関する法律 3 条 1 項に基づき、また、Y₂は、国家賠償法 1 条 1 項、民法 710 条に基づき、慰謝料、提訴時までの確定損害等の支払ならびに各提訴日から空間放射線量率が 0.04 μ SV/h になるまでの間の損害を賠償すること（平穏生活権侵害に基づく損害賠償請求）を求めた（以下、本件訴訟という。）¹⁾。

ところが、本件訴訟を提起した時点で、上記②の訴えと内容が重なる Xらの Y₁に対する本件事故に基づく慰謝料の支払を求める訴訟が新潟地方裁判所に係属していた（以下、原判決の判示に従い、新潟訴訟という。）。
2 第一審判決（福島地判平 29・10・10 判時 2356 号 3 頁、LEX/DB25449056）

第一審判決は、①及び②の一部を不合法却下し、②のうち Y₁に対する主位的請求を棄却した。一方、予備的請求は、一部の者につき請求を一部認容、その他の者の請求を全部棄却した。Y₂に対する請求も一部の者につき認容した。その際、Xらの本件訴訟について民事訴訟法 142 条違反は問題とされなかった。この判決に対し、弁論終結時点での提訴者の全員（Xらを含む。）が控訴し、他方、Y₁らは附帯控訴した。

3 控訴審判決（仙台高判令 2・9・30 判時 2484 号 185 頁、LEX/DB25571153）

控訴審においてXらは訴え取下げの意思表示を行った。しかし、Y₁らは取下げに同意しなかった。裁判所は、次のように述べて、第一審判決と同様、Xらの訴えにつき、本案判決をした。

「ところで、上記一審原告らは、本訴を提起するよりも前の段階である平成 25 年 7 月 23 日、本訴と同一の訴訟物につき、同一の請求原因に基づいて、一審被告東電及び一審被告国に対して慰謝料の支払を求める訴えを新潟地方裁判所に提起した（同裁判所平成 25 年（ワ）第 376 号損害賠償請求事件。以下「新潟訴訟」という。）。同事件は、現時点においても係属中である。（弁論の全趣旨）

このように訴訟物が同一又は重複する複数の訴訟を提起することは、法律により禁止されているところ（民訴法 142 条）、その趣旨は、仮にこれを許すと、相手方当事者にとっては同一請求について二重の応訴という不合理な負担を課されることになるし、また、裁判所にとっても二重の審理を余儀なくされ、さらに判決内容に矛盾抵触のおそれを生じさせることになり、唯一、より有利な判決がされた方の事件を残しその余の事件を取り

下げることにより重複起訴した者のみを不当に利用することになるところ、これは訴訟経済や衡平の観点から相当ではないという点に求められる。

このような法の趣旨に鑑みると、上記一審原告らについても、自己により有利な判決を選択することを許すべきではないから、本来、判決内容にかかわらず、形式的に提訴の先後関係によって適法不適法を判断すべきであるとも考えられ、してみると、本件では、先に提訴した新潟訴訟のみが適法であって、後行事件となる本訴の提起が不適法であると判断すべきであるとも考えられる。

しかしながら、本件のように、当事者が非常に多数に及んでおり、しかも先行事件と異なる裁判所に重複起訴がされたような場合には、稀に、相手方当事者も裁判所も重複起訴に気付かないままどちらの訴訟も進行していくことが考えられるところ、そのようなレアケースにおいて、仮に後行事件の方が先に終局判決にまで至り、先行事件については終局判決に至らないような時点で重複起訴が発覚した場合においては、終局判決がされた後行事件を適法とし、終局判決に至らない先行事件を不適法とすることが、前示の重複起訴を禁ずる趣旨である訴訟経済の観点から妥当であるし、また、重複起訴をした者においてより有利な判決を選択することを可能にすることで同人を不当に利用する結果を防ぐことにもつながるため、適切というべきである。

本件でも、後行事件である本訴について既に終局判決がされている（しかも控訴審においても弁論終結に至っている。）のに対し、先行事件である新潟訴訟ははまだ終局判決がされていないのであるから、この場合、本訴は適法であって、少なくとも本訴について訴え取下げの効力が生じていない以上は新潟訴訟が不適法であると判断すべきである。」

4 Y₁が上告及び上告受理を申し立てた。

判決の要旨

原判決を破棄、第一審判決取消し、Xらの訴えを却下（破棄自判）。

「記録によれば、被上告人らは、平成25年、上告人に対し、民法709条又は原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、本件事故による損害賠償を求める訴え（以下「別件訴訟」と

いう。）を新潟地方裁判所に提起しており、別件訴訟は、被上告人らが本件訴えを提起した時点において既に上記裁判所に係属していて、本件訴えのうち被上告人らの上告人に対する損害賠償請求に係る部分は、別件訴訟と重複するものであることが認められる。そうすると、上記請求に係る被上告人らの訴えは、不適法であって（民訴法142条）、却下すべきである。これと異なり上記請求につき本案の判断をした原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、原告が被告に対し、先行して係属する訴訟と同一訴訟物の訴えを反覆して提起したケース（以下、反覆型訴訟という。）において、第一審裁判所が先行訴訟に気づかず本案判決をなし、さらに控訴審裁判所の口頭弁論が終結された時点で、先行訴訟が第一審に係属中でいまだ終局判決がなされていなくとも、民訴法142条違反により後行訴訟を却下しなければならないことを明らかにした。先行訴訟と後行訴訟の進行上、後行訴訟を維持することが訴訟経済上、相当有益と考えられるケースでも、142条違反を理由として後行訴訟を却下するという処理を堅持し、伝統的な処理に一事例を加えたものである。

二 重複訴訟の禁止の趣旨と効果

1 重複訴訟の禁止とその趣旨

訴訟係属の効果として、同一の事件につき訴えを提起することはできなくなる（142条）²⁾。この同一の事件に、先行訴訟の当事者及び訴訟物が同一の場合が含まれることは異論を見ない³⁾。同一の訴えが訴訟係属していないことは後行訴訟の訴訟要件の1つであり（消極的訴訟要件、訴訟障害事由）、これは当事者の申立てによらずに裁判所が職権で調査し、探知すべき事項である⁴⁾。

重複訴訟が禁止される趣旨は、①既判力（判決内容）の矛盾抵触のおそれ、②審理の重複による訴訟不経済、③二重に応訴を強いられる被告の負担を回避することにある⁵⁾。

2 反覆型訴訟における142条違反の効果

(1) 学説

伝統的にも現在でも、反覆型訴訟では後行訴訟

を却下する（いわゆる先行訴訟優先ルール）という理解が支配的である⁶⁾。そのような処理は、先行訴訟がどの審級に係属しても、被告の態度にも関係がない。

これに対し、142条の趣旨の②を重視した場合には、反覆型訴訟といえども後行訴訟を却下する扱いを絶対不可侵の基準とはできないとして、後行訴訟を維持する可能性を肯定する説がある⁷⁾。この説は、142条を複雑訴訟形態との関連の中に位置づけ、従来の消極的訴訟要件論から視点を拡大し、前訴優先ルールに固執せず、多様かつ柔軟な効果論を展開する見解であると評価される⁸⁾。

(2) 裁判例

反覆型訴訟の場合に後行訴訟を却下するのは当然と考えられるためか、公刊された裁判例はほとんど存在しない。数少ない裁判例（①名古屋地判昭37・12・15判時325号33頁、②大阪地判昭38・11・19判時373号36頁、③福岡地判平26・1・24判時2226号46頁）は、いずれもその通り後行訴訟を却下した。このうち、③は、先行訴訟がすでに控訴審に係属していた事案であるが、原告は二重起訴の場合であっても先行訴訟の却下という処理もありうると主張した。これに対し、裁判所は先行訴訟を却下するのは142条の文言に抵触するだけでなく、訴訟不経済を招き、相手方の先行訴訟における応訴活動を無にするもので、142条の趣旨に反することは明らかであるとした。

三 本判決及び原判決の位置づけ

1 142条の趣旨の理解

本判決は触れていないが、反覆型訴訟のケースにおいて前述二1で確認した142条の趣旨を否定するものでないと考えられる。一方、同条の趣旨は、原判決も同様に判示する。本判決と原判決が異なる結論に至った理由はどこにあるのか。

2 本判決と原判決の違いを導いたもの

(1) 本判決の立場

本判決は、Xらが本件訴訟を提起した時点で新潟訴訟が「係属」していて「XらのYに対する損害賠償請求に係る部分は当該訴訟と重複する」ので「Xらの請求は不合法（民法142条）であり却下すべき」と述べるだけである。同条の文言からは当然の帰結ともいえる。ただ、そもそも後行訴訟を却下するとした背景には、訴えを重ねて提起すること（反覆型訴訟）自体が問題であり、

当事者にそのような行為をさせないためにも、重ねた訴えの提起が無意味であること、すなわち、「後行訴訟は常に不適法却下」としておく必要があるとの伝統的な認識があるものと思われる。重ねて起訴すること自体を「禁止」し、同一事件の訴訟係属があることが後行訴訟の訴訟障害事由であるとする。それゆえ、このように起訴自体を問題視する理解によれば、後行訴訟が先行訴訟に比べて大きく審理が先行しているといった事実も、あるいは、被告がどのような態度をとっているかといった事情も全く考慮に入れる余地はない。本判決は、そのような観点から、後行訴訟を却下する処理の例外を認めず、142条の伝統的な理解を堅持するものと理解できる。

(2) 原判決の立場

これに対し、原判決も重複訴訟の禁止が訴訟係属の効果であることに異を唱えるものではないが、例外的とはいえ、相手方当事者及び裁判所が気づかないまま弁論が終結された場合には、その時点であらためて後行訴訟の処理を考える余地を認める立場といえる。重複訴訟を許容しないこと自体を否定するものではないが、その処理のあり方にも重点を置くものと評価できる。従来の消極的訴訟要件論から視点を拡大し、前訴優先ルールに固執せず、多様かつ柔軟な効果論を展開する近時の有力説の立場に親和的である。

(3) 原判決の処理とその根拠

事案処理にあたり原判決は、(a)142条の趣旨を実質的に考慮し、(b)反覆型訴訟において後行訴訟を却下する趣旨を洗い直す。まず、(a)につき、前述した趣旨②の訴訟経済の観点を考慮する。本件のような事案で後行訴訟を却下し、新潟訴訟に事件の決着を委ねることは明らかに訴訟不経済を生む。一方、①既判力（判決内容）の矛盾抵触のおそれ、③被告の二重の応訴の負担には触れていない。原判決の説く処理によれば、①のおそれは生じない。また、③が相手方の利益保護であるならば、後行訴訟における被告の態度によっては例外的に後行訴訟を維持することも許されるだろう。本件でYらは142条違反による却下を求めておらず、また、Yらは訴え取下げにも同意していない。このような事情は、むしろ本件訴訟において事件の決着を求める意思を示すものと評価できる（後述四のように、新潟訴訟での対応からは、Yらにそのような意思があったと推測される。）。

次に、(b)につき、原判決は、その趣旨を原告が複数の裁判所に訴えを提起し、「有利な判決だけを維持すること」の阻止にあると解する⁹⁾。本件に即して考えると、後行訴訟を適法とし先行訴訟を却下しても原告に自由な選択権を与えないので問題ないという意味であると解される。

なお、前掲福岡地判平26・1・24は、先行訴訟の却下が許されない理由として、そのような処理は訴訟不経済を招き、先行訴訟における相手方の訴訟活動を無にすると述べる。しかし、本件では、むしろ後行訴訟を却下する方が訴訟不経済であり、控訴審まで防御してきたYの訴訟活動を無にする（多数の共同原告がいる事案であることから、Yらが後行訴訟で十分な訴訟活動をしていなかったとは考えにくい）との評価が可能と思われる。

3 本判決の評価と事案の処理

本判決は、反覆型訴訟において142条の伝統的な理解に従って後行訴訟を却下したもので、解釈上当然の判決であり、重複訴訟に気づかなかった第一審、原審に対し、注意を促す判決ともとれる。たしかに、この形態においてまで後行訴訟を維持することは142条を無意味にし、また、結果的に無用な重複訴訟を助長しかねないという懸念がなくはない。ただ、現実に142条違反が問題とされずに控訴審の口頭弁論終結にまで至った場合には、異なる価値判断があつてよいように思われる。司法資源の有効活用から大局的に見た場合、本件訴訟を維持するというより柔軟な処理が検討されるべきであり、その場合の事案の処理にあたっては、両当事者の現実の訴訟活動も考慮に入れた判断が必要であろう。反覆型訴訟における142条の趣旨が被告の利益保護にもあるのであれば、本件訴訟で十分に訴訟活動を行い、そこで事案の決着を望んでいた被告の利益が考慮されてもよかったのではないか。このような観点から本件において原判決の処理を例外的に採用する余地も十分あったように思われる¹⁰⁾。

四 先行訴訟（新潟訴訟）の処理

なお、原判決後、本判決言渡し前に、新潟訴訟の第一審判決が言い渡された（新潟地判令3・6・2LEX/DB25590308）。この訴訟における両当事者の主張は錯綜する。Yらは、本件訴訟が仙台高裁に係属中である、控訴を提起するなどXらには本件訴訟を維持する確定的な意思があると述べ、反

射的に本件訴訟が適法となり、新潟訴訟が142条違反で却下されるべきと主張した。これに対し、Xらは、新潟訴訟は先行訴訟であり142条に違反しないと反論した。新潟地裁（口頭弁論終結時点〔令和2年10月28日〕で本件原判決が言い渡されていた。）は、新潟訴訟が先行訴訟であること、142条の趣旨に手続的安定を確保する必要性が含まれると述べ、142条により禁止される訴えは後行訴訟を意味すると論じる。そして、訴訟の進行状況等によって適法となる訴訟が異なりうることは手続的安定を害するだけでなく、当事者がどちらの訴訟に注力して訴訟追行すればよいかの予測可能性を失わせることから、結論として新潟訴訟は142条に違反しないとした。

●—注

- 1) Xら以外の提訴者一部は、ふるさと喪失による損害賠償請求も求めていた。
- 2) 伊藤真『民事訴訟法〔第7版〕』（有斐閣、2020年）234頁、中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕編『新民事訴訟法講義〔第3版〕』（有斐閣、2018年）185頁〔堤龍弥〕ほか。
- 3) 伊藤・前掲注2）235頁、中野ほか編・前掲注2）188頁以下〔堤〕ほか。
- 4) 伊藤・前掲注2）237頁、中野ほか編・前掲注2）195頁以下〔堤〕、高田裕成＝三木浩一ほか編『注釈民事訴訟法第3巻』（有斐閣、2022年）284頁〔本間靖規〕、秋山幹男＝伊藤真ほか著『コメンタール民事訴訟法Ⅲ』（日本評論社、2008年）173頁ほか。
- 5) 中野ほか編・前掲注2）186頁、秋山ほか著・前掲注4）159頁ほか。
- 6) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）〔第2版補訂版〕』（有斐閣、2014年）126頁、松浦馨＝新堂幸司ほか著『注解民事訴訟法〔第2版〕』（弘文堂、2011年）826頁、伊藤・前掲注2）234頁ほか。
- 7) 三木浩一「重複訴訟論の再構築」法学研究68巻12号（1995年）160頁。ただし、後行訴訟の維持を一般的に認めると原告の恣意を許すことになりかねないことからあくまでも限定的な例外と考えるべきとする。
- 8) 高田ほか編・前掲注4）265頁〔本間〕、酒井一「重複訴訟論——訴訟物論の試金石からの脱皮」『鈴木正裕先生古稀祝賀 民事訴訟法の史的展開』（有斐閣、2002年）271頁参照。
- 9) 訴え取下げには相手方の同意が必要となる場合が多いから現実にはそれが可能かという点では疑問の余地がある。
- 10) 本件の事実関係を前提とした例外的な処理を行うのであれば、142条の無意味化、重複訴訟の助長という懸念もそこまで大きいとは思われない。